

## 町・道民税における住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、 町への申告が不要になりました。

町・道民税の住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、平成 21 年から平成 25 年までに入居し、平成 21 年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける方も、町・道民税の住宅ローン控除を受けられることになりました。

あわせて、町・道民税における住宅ローン控除は、個人が市区町村に住宅借入金等申告書を提出せずに受けられることとなりました。

### 【町・道民税の住宅ローン控除概要】

#### ○対象となる方

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方のうち、以下の期間に入居された方。

- ・平成 11 年から平成 18 年までの入居者
- ・平成 21 年から平成 25 年までの入居者

※ 平成 19 年と平成 20 年の入居者は、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられますが、町・道民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

なお、平成 19 年と平成 20 年の入居者は、所得税では住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除率を引き下げて控除期間を 10 年から 15 年に延長する方式を選択できる特例が設けられています。

#### ○控除される額

次のいずれか小さい額が町・道民税から控除されます。

- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ・所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じて得た金額（上限 97,500 円）

#### ○旧制度（平成 11 年から平成 18 年までに入居した方）の住宅ローン控除の適用について

所得税について、次の条件に当てはまる方は「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告されると控除額が多くなる可能性があります。

- ・課税山林所得金額がある方
- ・変動所得、臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける方
- ・課税総所得金額のほかに課税退職所得金額などがある方

※ 申告をされる場合、毎年 3 月 15 日までに住所地の市区町村へ申告書を提出する必要があります。

期限までに申告されなかった場合は、自動的に申告を不要とする新たな住宅ローン控除の適用を受けることとなります。